

佐賀県「核燃料税」の変更

佐賀県から協議のあった法定外普通税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

変更後の佐賀県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	佐賀県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う <u>運転及び廃止に係る事業</u>
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：核燃料価額の 100 分の 8.5 ②出力割：46,000 円／千 kW／課税期間（3 か月） <u>※廃止措置計画の認可日の翌月以降</u> <u>23,000 円／千 kW／課税期間（3 か月）</u>
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）3,585 百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.3 百万円
課税を行う期間	5 年間（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

※ 下線部が変更箇所を示す。

- ・平成 29 年 3 月 22 日 佐賀県議会にて改正条例案可決
- ・平成 29 年 3 月 23 日 総務大臣協議
- ・平成 29 年 4 月 21 日 総務大臣同意

（※）改正条例施行日：未定